#### 第32号議案関係資料

## 消防関係事業の取扱いについて

平成 1 5 年 6 月

鹿児島地区合併協議会

### (様式1) **事務事業現況調書総括表**

(22) 消防関係事業

|       | (22)                | ハロドリス          |               |       | 1          |    |    |     |     |       | -   |    |     | г          |    | ויבינאטוי                            |      |
|-------|---------------------|----------------|---------------|-------|------------|----|----|-----|-----|-------|-----|----|-----|------------|----|--------------------------------------|------|
| 番号    | 事                   | 務              | 事             | 業     | 名          | 鹿児 | 吉田 | 桜島  | 喜入  | 松元    | 郡山  | 区分 | 経過  | :          | 番号 | 事務事業名鹿児吉田桜島喜入松元郡山民                   | 区分经边 |
| 1     |                     | 点整備事務          |               |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 21 | 消防団福祉共済事務事業                          | В    |
| 2     | 警防体制<br>(車両耳        | 制運用事務<br>直近選別シ | 事業<br>′ステム)   |       |            |    |    |     | ×   |       |     | В  |     |            | 22 | 費用弁償等支給事務事業<br>(費用弁償額)               | В    |
| 3     | 警防調査                | 查事務事業<br>高層建物実 | É             |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 23 | 消防団庶務運営事務事業                          | В    |
| 4     | 火災警仰                | 備強化事務          | 事業            |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 24 | 被服等貸与事務事業                            | В    |
| 5     | 各種災害                | 害出動報告          | 事務事業          |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 25 | 車両・機械器具・装備整備事務事業                     | А    |
| 6     |                     | 利整備事務<br>消火栓)  | <b>予業</b>     |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 26 | 報酬支給事務事業<br>(年報酬支給額)                 | В    |
| 7     | 地域住民                | 民も使用す          | る消防機材         | 材整備事業 |            | ×  | ×  | ×   |     |       |     | Α  |     |            | 27 | 消防団運営交付金事務事業<br>(交付金の対象経費) × × × × × | В    |
| 8     | 防火水村                | 槽等建設補          | 助金事業          |       |            | ×  | ×  | ×   | ×   | ×     |     | С  |     |            | 28 | 消防協力会事業                              | С    |
| 9     | 化学災害                | 害対策事務          | 事業            |       |            |    | ×  |     |     | ×     | ×   | В  |     |            | 29 | 消防団に関する委託事務事業                        | В    |
| 10    | 風水害                 | 警戒警備事          | 務事業           |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 30 | 火災予防条例規制事務事業                         | В    |
| 11    | 広域消                 | 防応援対策          | 事務事業          |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 31 | 自主防火組織事務<br>(婦人防火クラブ)                | В    |
| 12    | 救急隊員                | 員の安全管          | 理事務事          | 業     |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 32 | 煙火の消費許可に関する事務処理要綱 ×                  | В    |
| 13    | 救急、救                | <b>救助報告統</b>   | 計事務事          | 業     |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 33 | 危険物保安技術協会への委託事業 × × × × × ×          | А    |
| 14    | 救助業務                | 務事務事業          | ŧ             |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 34 | 消防同意事務                               | В    |
| 15    | 応急手                 | 当普及啓発          | <b>活動事務</b>   | 事業    |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 35 | り災証明発行事務                             | В    |
| 16    | 緊急通幸                | 報の受理事          | 務事業           |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 36 | 施設維持管理事務                             | В    |
| 17    | 出動指令                | 令事務事業          | ŧ             |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 37 | 寝具類賃貸借事務                             | В    |
| 18    | 消防無絲                | 線設備運用          | 事務事業          |       |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 38 | 消防職員被服貸与事務                           | В    |
| 19    | 消防団組(消防団            | 組織管理事<br>団の定員・ | 幕務事業<br>年齢につい | ,IT)  |            |    |    |     |     |       |     | В  |     |            | 39 | 消防自動車管理事務                            | В    |
| 20    | 消防団貨                | 員の教育訓          | 練研修事剤         | 務事業   |            |    |    |     |     |       |     | В  |     | Ī          | 40 | その他の庶務事務                             | В    |
| (:÷ 1 | \ <del>++</del> \/- | ナフ市羽ま          | 業を宝施し         | レブリフナ | mT ! — ! + | ĽП | -  | 社にし | 711 | +>1.1 | HI스 | 1+ | rn≠ | <u>= -</u> |    |                                      |      |

<sup>(</sup>注1)該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

<sup>(</sup>注2)区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

<sup>(</sup>注3)経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

### (様式1) **事務事業現況調書総括表**

|    |          | -2) / | 디언니어        | 10,20 | ~   |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    | _ |    |   |   |   |   |   |    |    |    |    | HBJ | וני | יוחוי |    |
|----|----------|-------|-------------|-------|-----|------|---|----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|---|---|---|---|---|----|----|----|----|-----|-----|-------|----|
| 番号 | <u> </u> | 事     | 務           | 事     | 1   | 業    | 名 | 鹿児 | 吉田 | 桜島 | 喜入 | 松元 | 郡山 | 区分 | 経過 |   | 番号 | 事 | 務 | 事 | 業 | 名 | 鹿児 | 吉田 | 桜島 | 喜入 | 松元  | 郡山[ | 区分    | 経過 |
| 41 | 消        | 防吏員拐  | 采用試験        | 事務    |     |      |   |    |    |    |    |    |    | В  |    |   | 61 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 42 | 大!       | 型免許耶  | 双得奨励        | 事務    |     |      |   |    | ×  |    | ×  |    |    | В  |    |   | 62 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 43 | 職        | 員研修・  | 学校派         | 遣教育   |     |      |   |    |    |    |    |    |    | В  |    |   | 63 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 44 | 昇        | 任・選考  | ・機関         | 員登用   | 試験  |      |   |    |    |    |    |    |    | В  |    |   | 64 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 45 | 表        | 彰事務 ( | (消防職        | 員・一   | 般消防 | 協力者) | ) |    |    |    |    |    |    | В  |    |   | 65 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 46 | 勤        | 務制度   |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    | В  |    |   | 66 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 47 | 施        | 設・車両  | <b>「整備事</b> | 業     |     |      |   |    |    |    |    |    |    | В  |    |   | 67 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 48 | 消        | 防出初式  | t           |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    | В  |    |   | 68 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 49 | 消        | 防組織   |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    | В  |    |   | 69 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 50 | )        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 70 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 51 |          |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 71 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 52 | 2        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 72 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 53 | 3        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 73 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 54 | 1        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 74 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 55 | 5        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 75 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 56 | 6        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 76 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 57 | 7        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 77 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 58 | 3        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 78 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 59 | 9        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 79 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |
| 60 | )        |       |             |       |     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |   | 80 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |     |     |       |    |

<sup>(</sup>注1)該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

<sup>(</sup>注2)区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

<sup>(</sup>注3)経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

|                              |   |   | <br>況                           |   |
|------------------------------|---|---|---------------------------------|---|
| 項目                           | 鹿児島市  | 吉 田 町   | 桜 島 町                           | 喜 入 町   |
| 1 警防拠点整備事務事業                 | 市街地を中心に地域消防拠点体制として、3消防署を基軸に消防車5分体制、<br>救急車6分体制でか一することを基本として消防、救急需要に対する警防拠点となる、消防分遣隊を整備している。   | 姶良郡西部消防組合の消防拠点 1 箇所<br>消防隊1隊、救急隊を配置   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 拠点 1 (消防本部、消防署)   |
| 2 警防体制運用事務事業<br>(車両直近選別システム) | 消防車の出動体制について、迅速な災害対応を行うため、出動車両の直近選別システムを運用している。<br>車両動態位置管理システムを導入し消防車両の端末への出動指令システムの運用している。  | 姶良郡西部消防組合で実施している。<br>直近選別システム該当なし<br>車両動態システムあり<br>分遣所への指令システムあり                                  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。   |
| (緊急通報出動)                     | 在宅介護支援の必要な高齢者、障害者からの火災、救急の緊急通報センターから移報信号で受理する端末を通信指令システムに組み込み緊急時に素早く発信地に消防車、救急車を出動させるシステムを運用している。   | 該当なし。   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。   |
| (通常警備)                       | 第1から第3出動及び特命出動の4種類建物火災1件の出動台数密集地6台、市街地等5台<br>消防車1台の最低人員4名   | 姶良郡西部消防組合で実施している。<br>火災出動体制は第1から第3出動の3<br>種類で出動車両1台の最低人員2名<br>吉田分遣所は、指揮車1,タンク車1,<br>救急車1が配置されている。 | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 災害出動体制<br>第1・第2・特命出動の3種類<br>第1出動~署,校区分団<br>第2出動~署の非番・週休者、校区分団<br>隣接校区分団<br>特命出動~署全員、全分団<br>火災出動体制~当務者7名<br>救急の管外出動時は非番、週休者等を補充する。                   |
| (非常警備)                       | 風水害等災害による大規模災害時の警備体制は、通常時署長の指揮により警備活動を実施、非常時には次長指揮の発動を行い全局的な運用を行っている。また市災害対策本部の1対策部として消防警備事務を行っている。消防法以外の市長事務の執行としては、気象予警報の受理及び住民への伝達業務並びに避難勧告事務を行っている。 | 姶良郡西部消防組合で実施している。<br>通常時は本署長が指揮を行う。   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 非常災害時における、警備体制は、通常<br>時消防長の指揮権を最高位とし、非常時<br>は、次長が指揮権の発動を行う。<br>非常警備体制が発令されたときは、警<br>備、防ぎょ、その他の警備事務を処理す<br>る。<br>災害対策本部組織には入っているが、別<br>に連絡系統を作成している。 |

#### (22) 消防関係事業

| () 7/3//3//3//3/ 3//  |                                    |  |         | 1                          |       |      |                  |
|---|------------------------------------|--|---------|----------------------------|-------|------|------------------|
| 現   |                                    | 課 :::::::::::::::::::::::::::::::::::: | 題       | 調                          | 整方    | 針    | (案)              |
| 松 元 町   | 郡山町                                |  | ~_      | , A. J                     |       | -1   |                  |
| 消防業務は日置地区消防組合で実施しており、松元町には消防拠点がない。                                  | 消防業務は日置地区消防組合で実施しており、郡山町には消防拠点がない。 | 松元町、郡山町に警防拠点がない。                       |         | 松元町、郡I<br>消防救急の拠別<br>新設する。 |       |      | ぞれ担当する<br>併後、早期に |
| 日置地区消防組合で実施している。<br>伊集院町の本署が対応し指令台運用シ<br>ステムにより消防車を運用している。          | 松元町に同じ。                            | 指令システムが異なる。                            |         | 合併時に鹿児                     | 島市の制度 | をに統合 | する。              |
| 日置地区消防本部通信指令システムには、在宅介護支援の必要な高齢者、障害者からの火災、救急の緊急通報を受理する端末は組み込まれていない。 |                                    | 緊急通報システムの構築状況が異なるのみ。)                  | 3。(鹿児島市 |                            |       |      |                  |
| 本町は、伊集院町の本署が所轄している。<br>出動区分~普通出動と特命出動<br>建物火災1件の出動台数3台<br>1台最低人員2名  |                                    | 警備体制の運用形態が異なる。                         |         |                            |       |      |                  |
| 日置地区消防組合で実施している。  | 松元町に同じ。                            | 非常警備体制が異なる。                            |         |                            |       |      |                  |

(22) 消防関係事業 消防専門部会

| 項                       |  | 現   | 況                               |   |
|-------------------------|--|---|---------------------------------|---|
| 以                       | 鹿児島市   | 吉 田 町   | 桜 島 町                           | 喜 入 町   |
| (消防指揮業務                 | ) 消防活動の指揮運用は、署毎の運用で<br>署長指揮を基本とし指揮業務を所掌する<br>隔日勤務の警防係を置き業務を行ってい<br>る。<br>当直指揮体制~警防係長<br>部隊指揮システム~署長指揮(大隊長)<br>警防係長指揮~中隊長(司令)<br>分遣隊長指揮~小隊長(司令補)<br>分隊長~分隊(士長)<br>消防団~署の指揮下 | 姶良郡西部消防組合の体制<br>当直指揮体制~当直隊長<br>分遣所指揮~分遣所長)<br>分隊長指揮(士長)                         | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 消防長指揮を基本としている。  1 火災等の消防活動は、当直分隊長(司令補)が指揮者となる。  2 救急隊長は状況によって救命士である消防士が行うことがある。 |
| (消防安全管理                 | 動中の励行マニュアル、基準及び検証等のシステムを運用している。<br>事前対策~研修、安全委員会における訓練施設等のチェック<br>活動対策~安全管理者の指定  | 事前対策 ~ 安全管理教育の実施及び安全責任者等における訓練施設等のチェックを行う。活動対策 ~ 安全責任者等を指定する。訓練時 ~ 安全主任者等を配置する。 | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 安全管理者~消防長   |
| 3 警防調査事務事業<br>(中高層建物実態調 | 4階以上の建物のはしご車の進入及び<br>査)伸梯状況を調査し把握する。<br>平成14年度現在~5,825棟  | 姶良郡西部消防組合で調査を実施す<br>る。  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 平成14年度<br>4階以上の建物 2棟  |
| (重点特殊建築物実態調             | を ) 人命危険、建物構造・階層・消防活動<br>の難易等の調査を行い、総合的に判断し<br>て指定し、警備計画を作成する。<br>184箇所指定(H14.9現在)   |   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 警備計画作成基準はあるが、作成していない。   |
| (消防危険地域実態調              |  | る。  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 様式はあるが作成していない。  |

#### (22) 消防関係事業

| (22) 州州が以いず来  |                   | 1                  |      | 7117 (1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|---|-------------------|--------------------|------|---|
| 現   |                   | _<br><del></del> 課 | 題    | 調整方針(案)                                     |
| 松元町   | 郡山町               | D/K                | ACES |   |
| 日置地区消防組合で実施している。<br>災害活動は、現場最高指揮者の指揮命<br>令による。<br>現場指揮所設置後は、消防長又は消防<br>署長が行う。<br>消防団も署の指揮下に入り上記指揮者<br>のもとに活動をお願いする。 |                   | 現場指揮体制が異なる。        |      |   |
| 日置地区消防組合で実施している。  | 松元町に同じ。           | 安全管理の方法、体制が異なる。    |      |   |
| 日置地区消防組合で調査を実施する。   | 日置地区消防組合で調査を実施する。 | 調査内容が異なる。          |      | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。                           |
| 4 階以上9棟(4F~7棟、5F~2棟)  | 4階以上4棟            |                    |      |   |
| 日置地区消防組合で調査を実施する。<br>人命危険、延焼拡大、表示対象物等重<br>要建築物警備計画を作成している。<br>人命危険性で2箇所が該当している。                                     | 同左<br>4箇所指定       | 調査内容が異なる。          |      |   |
| 日置地区消防組合で調査を実施する。<br>該当なし   | 松元町に同じ。           | 調査内容が異なる。          |      |   |

|                  |   |                                       | <br>況  | (Più 1 P C   |
|------------------|---|---------------------------------------|--|--|
| 耳<br>目           | 鹿児島市  | 吉田町                                   | 桜 島 町  | 喜 入 町  |
| (進入困難地域実態調査)     | 消防車(タンク車)の進入困難な地域<br>を「消防車進入困難地域」に基準に基づ<br>き指定し警防対策を取っている。<br>平成14年度 指定箇所数 12   |                                       | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)              | 該当なし。<br>ポンプ車で対応   |
| (トンネル実態調査)       | 全長300m以上のトンネルの実態を調査し把握している。<br>全長1km以上のトンネル(JRを除く)については、警備計画を作成している。  | 該当なし。                                 | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)              | 該当なし。  |
| (危険物施設等実態調<br>査) | 油槽所等については、実態を把握し警備計画を作成している。<br>当該施設については、年1回以上、防災訓練を実施している。  |                                       | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)              | 石油、その他危険物の事故並びに災害発生を予防するための整備点検、規制等に関する計画を作成する。<br>新日本石油喜入基地の警備計画はない。<br>災害時は現場打合せで実施。(入門時基地職員による誘導) |
| (プール充水状況調査)      | 夏季を除くプールの実態を調査するとともに、充水状況を調査し実態を把握している。<br>小学校87、中学校32、高校15<br>合計 166 59,523 t<br>取水方法は吸管投入方法で投入場所は確保している。              | (小学校~5、中学校~2)                         | 鹿児島市に同じ。<br>小学校 2 、中学校 1 (年間を通じて<br>充水している。) | 小学校 6<br>中学校 1<br>2,888t   |
| 4 火災警備強化事務事業     | 火災が発生したならば被害の拡大が予想される気象条件の時、警備強化指令を発令し出動等に支障のないように必要な措置を行い出動体制を強化し火災対応を行っている。<br>平均風速7m以上のときもしくは最少湿度40%以下でかつ平均風速5m以上のとき | 気象状況が火災予防上危険であると<br>認めるときは消防長が警備強化を指令 | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)              | 該当なし。  |

#### (22) 消防関係事業

| 現                  | <br>況          |                               |          |        |       |      | 21/2 (3 1 3 HP 2 |
|--------------------|----------------|-------------------------------|----------|--------|-------|------|------------------|
| 松元町                | 郡山町            | 課                             | 題        | 調      | 整方    | 針 (  | (案)              |
| 日置地区消防組合で実施する。     | 日置地区消防組合で実施する。 | <u>┃</u><br>┃ 消防車進入困難地域の指定基準が | <br>選なる。 |        |       |      |                  |
| 消防車進入不能ヶ所4ヶ所       | 消防車進入不能ヶ所6ヶ所   |                               |          |        |       |      |                  |
| 該当なし。              | 該当なし。          | 調査基準の策定状況が異なる。(               | 鹿児島市のみ。) |        |       |      |                  |
| 該当なし。              | 該当なし           | 調査実施及び調査に基づく警備計               | 画作成が異なる。 |        |       |      |                  |
| 該当なし。              | 該当なし。          | 調査実施が異なる。                     |          |        |       |      |                  |
| 中学校 ~ 1<br>小学校 ~ 4 |                |                               |          |        |       |      |                  |
| 該当なし。              | 該当なし           | 基準の策定状況及び内容が異なる               | 'e       | 合併時に鹿り | 見島市の制 | 度に統合 | する。              |
|                    |                |                               |          |        |       |      |                  |

| (22) 内内风风小手           |  |  | <br>況  | THE WALL   |
|-----------------------|--|--|--|--|
| 項目                    |  | 吉田町  |  | 喜 入 町  |
| (再燃火災防止指導)            | 火災現場において消防隊引揚後の警戒<br>等の協力を文書を交付し依頼している。  |  | 鹿児島市に同じ。   | 該当なし。<br>引揚は署長の確認を必要としている。   |
| (自動火災報知設備鳴動出動)        |  | 該当なし<br>平成13年中 自動火災報知設備鳴動出<br>動 4件   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)  | 普通の走行で調査に向かう。<br>平成13年度中 出動なし  |
| 5 各種災害出動報告事務<br>事業    | 災害等に出動した分隊は、消防情報支援システムに活動状況報告を入力し帳票を出力、署長に報告する。<br>消防情報支援システムにて災害事案は管理する。<br>報告書種別<br>1 火災活動報告書<br>2 救助活動報告書<br>3 警戒その他活動報告書<br>4 風水害活動報告書 | 報告書種別<br>1 火災出動報告書   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)  | 報告書種別<br>1 火災出動報告書<br>2 風水害出動、調査報告書  |
| 6 消防水利整備事務事業<br>(消火栓) | し消火栓の設置及び整備を行っている。<br>消火栓5502基<br>規格~地下ネジ式<br>負担金~67,348千円   | 消火栓の設置維持に要する負担金を<br>簡易水道会計へ支出し水道事業と連携<br>し消火栓の設置及び整備を行ってい<br>る。<br>消火栓~151箇所<br>規格~マチノ式<br>負担金~1,800千円 | 消火栓の維持管理に要する負担金<br>を桜島町水道会計へ支出している。<br>消火栓~132基<br>規 格~地下マチノ式<br>負担金~1,584,000円<br>(132基×1,000円×12月) | 消火栓の設置維持管理に要する負担金は<br>署で支出し、水道事業と連携し消火栓の設<br>置及び整備を行っている。<br>規格<br>地上マチノ式:318基<br>地下マチノ式: 1基<br>負担金~なし |
| (消火栓等実態調査)            | 消火栓等消防水利の調査及び整備の要綱を定めている。<br>新設消火栓設置については、水道局と連携し実態調査を実施している。  | 新設消火栓設置については、住民の要望等を勘案し水道課と協議の上設置する。   | 該当なし。  | 1 消火栓等消防水利の調査整備<br>2 新設消火栓設置については、水道課<br>と連携し実態調査を実施している。  |

#### (22) 消防関係事業

| 現   | <br>況    | ±m                       | 85       | <b>≐</b> 田 <b>古</b> ⁄ | · · ·            | (安)                                  |
|---|----------|--------------------------|----------|-----------------------|------------------|--------------------------------------|
| 松元町   | 郡山町      | <del></del> - 課          | 題        | <b>ii) 歪</b>          | 整 方 針            | ( 杀 )                                |
| 日置地区消防組合で実施する。<br>再燃火災防止のため関係者に説示書を<br>交付している。  | 松元町に同じ。  | 事務手続きが異なる。               |          |                       |                  |                                      |
| 日置地区消防組合が消防車1台を調査<br>出向させる。<br>(緊急走行はしない。)<br>平成13年度 1件   | 松元町に同じ。  | 出動基準が異なる。                |          |                       |                  |                                      |
| 日置地区消防組合で行う事務<br>災害出動した消防隊は各区分により報<br>告書を作成し速やかに署長を経て消防長<br>に提出する。<br>1 火災出動報告書及び火災防ぎょ報告書<br>2 救助出動報告書<br>3 風水害出動報告書<br>4 その他の出動報告書 | 同左       | 報告書の種別及び作成要領が異なる。        | , E      | 合併時に鹿児島               | 市の制度に統           | 合する。                                 |
| 消火栓の設置維持管理に要する費用<br>は、一般会計繰出金により支出し水道事<br>業として消火栓の設置及び整備を行って<br>いる。<br>消火栓220基<br>規格~地下マチノ式<br>繰出金~13年度実績なし                         | 私設消火栓~5基 | 消火栓設置に係る予算の形態及び消失<br>なる。 | 制<br>[1] | 制度に統合し、               | 消火栓の設置<br>する。ただし | 時に鹿児島市の<br>、維持等の事務<br>、借地について<br>する。 |
| 日置地区消防組合が計画的に水利調査を行い、異状の場合は町へ連絡する。<br>消火栓を新設した場合は、町から署へ連絡し、新設消火栓の設置については、<br>水道係と消防組合が連携し実施している。                                    | 松元町に同じ。  | 調査要綱の有無、内容と消火栓設置(<br>る。  | の手順が異な   |                       |                  |                                      |

| (22)           |                 |  |                         |      |            |   |               |                    |  | 71317. | 거마스    |
|----------------|-----------------|--|-------------------------|------|------------|---|---------------|--------------------|--|--------|--------|
| 項              | 目               |  |                         |      | 現          | <u>"</u>                                    | 兄             |                    |  |        |        |
|                |                 | 鹿児島市   | 吉                       | 田    | 町          | 桜   | 島             | 町                  | 喜  | 入町     |        |
| (開:            | 発行為等の指導)        | 1開発行為における防火対象物の予定<br>戸数が10戸以上で当該開発区域の防火対<br>象物を一定の距離で包含できるように消<br>火栓の設置を指導する。<br>開発区域内の消火栓10個に1個の割合<br>で防火水槽等の設置を指導する。 | 該当なし                    |      |            | 該当なし。                                       |               |                    | 建築確認審査を<br>指導する。<br>水利の指導要綱I<br>要望している。(f                        | はないが開  | 発業者に対し |
| ( P.           | 5火水槽整備)         | 地震対策における防火水槽の確保として100t又は60tの耐震性の防火水槽を設置している。<br>100t 22基<br>60t 51基<br>40t以下 454基                                      | 地震対策におけ確保として、4(震性防火水槽を記 | Ot、及 | び 5 0 t の耐 | 火災発生時の<br>0 t 防火水槽を<br>14年度は3基記<br>水は町営のかる。 | E85基設<br>设置を予 | 設置しており、<br>予定している。 | 公設防火水槽97基<br>40 t 96基(耐震性<br>60 t 1基<br>40 t 以下22基<br>合計 119基(充足 | •      |        |
| (防火水           | K槽用地借地契約)       | 公設防火水槽で私有地等の敷地に設置しているものは、すべて無償賃借としている。<br>借地15箇所   |                         |      | 無償賃借とし     | 置しているもの<br>たり年額540円<br>私有地9件                | つについ<br>支払う   | Nては、1㎡当<br>。<br>㎡  | 36基の水槽を私存<br>無償である。<br>公有地 : 83<br>私有地 : 34<br>私有・公有地 : 23       |        | しているが、 |
| 7 地域住民<br>防機材整 | 民も使用する消<br>整備事業 |  | 該当なし。                   |      |            | 該当なし。                                       |               |                    | 地域住民も火災(<br>消火資機材を整備で  |        | 用に使用する |
| 8 防火水槽<br>事業   | <b>事等建設補助金</b>  | 該当なし。  | 該当なし。                   |      |            | 該当なし。                                       |               |                    | 該当なし。  |        |        |

#### (22) 消防関係事業

|   |                                   |                       |             | T      |       | • |              |
|---|-----------------------------------|-----------------------|-------------|--------|-------|---|--------------|
| 現   | <u></u>                           | <br><del> </del> 課    | 題           | 調      | 整方    | 針 (                                     | 室)           |
| 松元町   | 郡山町                               | них                   | RES.        | H      | 1E /1 | <b>Ξ</b> Ι (                            | , <b>/</b> / |
| 鹿児島市に同じ。  | 町で指導しているが、要綱等はなし                  | 指導基準及び要綱等の設置          | 犬況が異なる。     |        |       |   |              |
|   |                                   |                       |             |        |       |   |              |
| 地震対策における耐震性の防火水槽の確保として、40tの耐震性防火水槽を設置している。<br>40t~68基(耐震性以外を含む)<br>40t未満2基<br>(平成14年4月1日現在) |                                   | 水槽の設置方針が異なる。          |             |        |       |   |              |
| 私有地に設置された防火水槽~14基借り上げ料 年5,000円(h15.4.1現在)   | 私有地23基、公有地30基<br>私有地は無償借用         | 私有地に設置された防火水材料が異なる。   | 曹の借地契約状況、貸借 |        |       |   |              |
| 喜入町に同じ。   | 喜入町に同じ。                           | 事業の実施状況が異なる。<br>町のみ。) | (喜入町、松元町、郡山 |        |       | 事業の拡張                                   | 張はしない。       |
| 該当なし。   | 地域で設置した防火水槽の補修を行う<br>場合に補助金を交付する。 | 郡山町だけ実施している。          |             | 合併時に廃止 | する。   |   |              |

| 項目             |   | 現  | 況   |  |
|----------------|---|--|---|--|
| 以 日<br>        | 鹿児島市  | 吉 田 町  | 桜 島 町   | 喜 入 町  |
| 9 化学災害対策事務事業   | 化学車2台が一斉に1時間以上消火泡を放射でき、かつ谷山港油槽所最大防油提面積を冠泡できる量以上の泡消火剤の原液を確保している。<br>確保量 47,000%<br>泡原液搬送車1台,化学車2台,ドラム缶携行缶で保有している。              | 該当なし   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)   | 泡原液貯蔵タンク 12,000 ki<br>大型化学車 2,000 ki<br>化学車 型 500 ki<br>署携行缶 500 ki<br>合計 15,000 ki<br>鹿児島県原液タンク 24,000 ki |
| 10 風水害警戒警備事務事業 | 鹿児島市地域防災計画に基づき、がけ、宅地造成、河川等の風水害等警戒区域を指定し同警備計画を作成している。同警備計画に基づき警戒を実施している。<br>風水害危険地域194箇所急傾斜地等1445箇所                            | 吉田町地域防災計画に基づき、水害、<br>崖崩れ、土石流、山地崩壊、による危<br>険地域を指定している。<br>同警備計画に基づき警戒を実施してい<br>る。 | すべり、山崩れの危険が予想される<br>箇所を毎年雨期前に点検調査を行   | 急傾斜地 29箇所<br>土石流 38箇所<br>海岸 2箇所  |
| (風水害等被害調査)     | 風水害等調査要領を定め、風水害等の<br>被害調査を実施している。   | 吉田町地域防災計画に基づき風水害等<br>の被害調査を行っている。  | 台風通過後の調査については、道<br>路は建設課、農業関係は経済課を中<br>心に調査を実施している。                                 | 風水害等調査要領を定めて、風水害等の<br>被害調査を実施している。   |
| (大雨警戒警備)       | 警報発令の段階から大雨警戒の警備を強化し対応している。<br>夜間、休日等の警報発令時に管理部門に人員を配置する。<br>署における警戒体制は雨量観測等のデータを基に河川等警戒を実施する。<br>避難勧告の基準を定め早めの避難広報体制を確立している。 | 警報レベルで河川等の警戒を実施する。   | 該当なし。   | 気象状況が悪く、火災予防上危険と認め<br>ているときは、町内の全域の警戒を実施す<br>る。  |
| (避難勧告)         | 災対法に基づく市長事務である災害時の避難勧告等の事務について、消防事務として処理している。 1 地域防災計画における消防対策部の業務として位置付け 2 防災行政無線の子局消防局に設置 3 独自の避難勧告基準を定め早めの避難広報体制を確保。       | 該当なし   | 桜島町においては、災対法に基づき、災害時における、住民への避難勧告、避難指示等の基準要領を定め、危険区域の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図っている。 | 上席指揮者は、人的危険の発生のおそれがある場合は、住民を誘導避難させなければならない。<br>避難勧告事務は、町の総務課で実施する。   |
| (防災情報運用)       | 市長部局と消防局と災害時における情報の一元化を図るため防災情報システムを構築し、災害事案及び被害情報等の管理や市民へ情報の提供を行っている。  | 該当なし   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)   | 該当なし。  |

#### (22) 消防関係事業

|   |   | 1                    |                |                       |
|---|---|----------------------|----------------|-----------------------|
| 現   | 况   | 課                    | 題              | <br>  調整方針(案)         |
| 松元町   | 郡山町   | HAY.                 | ACC:           |                       |
|   | 該当なし  | 備蓄量、保有形態が異なる。<br>み。) |                | 合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 |
| 地すべり・山崩れ危険地域23箇所<br>山地災害危険地区 62箇所<br>山地災害危険地 38箇所   | 地すべり2箇所<br>土石流99箇所<br>山地災害26箇所  | 区域指定及び警戒の基準が異        | はる。            | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。     |
| 地域防災計画に基づき、風水害等の被<br>害調査を実施している。  | 同左  | 調査体制、要領が異なる。         |                |                       |
| 人的警戒体制~夜間休日等の警報発<br>令時に警備員が受領後、総務課長、建   | 集中豪雨等により災害が予想されるときは、監視警戒を行い、情報収集する。<br>住民に対しては、広報等を行うととも<br>に関係機関と連携して避難の指示、勧告<br>及び誘導、危険区域の設定等を行う。 | 警戒、警備体制が異なる。         |                |                       |
| 2 防災行政無線の親局を役場、地区<br>遠隔装置を地区公民館長宅(12ヶ所)<br>に設置している。<br>3 独自の避難勧告基準を定め、早め<br>の避難広報体制を確保している。 | 1 防災計画で位置付けている。<br>2 親局は役場<br>農協に遠隔装置1基<br>3 松元町に同じ。  | 避難勧告の基準、事務処理体        | <b>な制が異なる。</b> |                       |
| 松元町地域防災計画に基づく各災害対策部と連携を取り、被害の情報管理、被害情報伝達系統により町民へ情報の提供を行っている。                                | 該当なし。   | システムの構築状況が異なる        | 。(鹿児島市のみ。)     |                       |

(22) 消防関係事業

| (22) 内例知识证           | <del>*</del>   |  | <br>況                           | 100年1100年   |
|----------------------|--|--|---------------------------------|---|
| 項目                   |  |  | · -                             |   |
|                      | 鹿児島市   | 吉田町  | 桜島町                             | 喜入町   |
| 11 広域消防応援対策事務<br>事業  | 1 県消防相互応援協定<br>2 隣接市町村との消防相互応援協定<br>3 大規模災害応援出動及び受援計画<br>4 緊急消防援助隊出動計画 | 大規模災害時における広域消防応援<br>体制を確立している。<br>消防関係協定<br>1 県消防相互応援協定<br>2 姶良町との消防相互応援協定 | 県消防相互応援協定                       | 消防関係協定<br>1 鹿児島市との消防相互応援協定<br>2 指宿郡内との消防相互応援協定<br>3 県消防相互応援協定<br>4 災害防止協定(県,喜入町,日石) |
| 12 救急隊員の安全管理事<br>務事業 | 救急隊に耐刃防護衣を配布している。  | 該当なし   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。   |
| (消毒資機材及び消毒室整備)       | 必要な消毒資機材(エチレン・オキシ<br>ド滅菌器等)の整備と消毒室の整備を<br>行っている。<br>消毒室 4 救急拠点で整備済     | 姶良郡西部消防組合で行っている。<br>必要な消毒資機材(エチレン・オキ<br>シド滅菌器等)の整備を行っている。<br>消毒室なし         | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 必要な消毒資機材として自動式蒸気滅菌器、滅菌ロッカー、滅菌消毒スタンド等を整備している。<br>消毒室はない。                             |
| (感染性廃棄物の処理)          | 救急隊員の感染防止と安全管理のため、法令に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者に一括して委託している。                    |  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 指示病院である2医療機関へ依頼している。 (無料)   |
| 13 救急、救助報告統計事<br>務事業 | 毎年の救急業務実施状況調べは、消防<br>支援情報システムを活用して作成してい<br>る。                          | 姶良郡西部消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で<br>実施している。                               |                                 | 支援情報システムなし。<br>手作業で実施している。  |
| (救急活動報告)             | システムに活動状況を入力し,どこの部署に   | 姶良郡西部消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で<br>実施している。                               |                                 | 支援情報システムなし。<br>手作業で実施している。  |
| (救助業務実施状況調)          | 支援情報システムを活用して作成してい   |  |                                 | 支援情報システムなし。<br>手作業で実施している。  |

#### (22) 消防関係事業

| 現  | 況       | ≐冊 目否            | 细数子处/安/           |
|--|---------|------------------|-------------------|
| 松元町  | 郡山町     | <del>─</del> 課 題 | 調整方針(案)           |
| <ul><li>1 鹿児島県消防相互応援協定</li><li>2 隣接市町村消防相互応援協定</li></ul> | 松元町に同じ。 | 協定種目が異なる。        | 合併時に鹿児島市が引き継ぐ。    |
| 該当なし。  | 該当なし    | 耐刃防護衣などの装備が異なる。  | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
| 日置地区消防組合で実施している。   | 松元町に同じ。 | 消毒室の整備状況が異なる。    |                   |
| 日置地区消防組合が行っており、産業<br>廃棄物業者と年度契約により処理してい<br>る。            |         | 処理方法が異なる。        |                   |
| 日置地区消防組合で実施しているが、<br>支援情報システムはなく手作業で実施し<br>ている。          | 松元町に同じ。 | システムの構築状況が異なる。   | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
| 日置地区消防組合で実施しているが、<br>支援情報システムはなく手作業で実施し<br>ている。          |         |                  |                   |
| 日置地区消防組合で実施しているが、<br>支援情報システムはなく手作業で実施し<br>ている。          |         |                  |                   |

|                       | <u> </u>   | TD  |                                 |                                      |
|-----------------------|--|---|---------------------------------|--------------------------------------|
| 項目                    |  | 現   |                                 |                                      |
|                       | 鹿児島市   | 吉 田 町   | 桜 島 町                           | 喜 入 町                                |
| 14 救助業務事務事業           | 救助業務を執行するため署に特別救助<br>隊を配置している。<br>救助拠点<br>中央救助工作分隊 中央署<br>西 救助工作分隊 西 署<br>南 救助工作分隊 南 署 |   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。                                |
| (安全委員会事務)             | 訓練中における安全を確保し訓練の円<br>滑な運営を図るため、消防救助技術訓練<br>安全委員会を設置している。                               | 安全確保のための確認は随時行っているが、安全委員会はなし。                       | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 安全確保のための確認は随時行っている<br>が、安全委員会はなし。    |
| (救助技術訓練事務)            | 消防総合訓練研修センター、南署訓練場及び各隊において救助技術訓練ができるように、訓練用救助資機材を配布している。                               | 施設はある。  |                                 | 一部の救助技術訓練施設がある。<br>訓練に必要な資機材は配布している。 |
| ,                     | 救助業務を遂行するために必要な資機<br>材の整備を図っている。   |   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。                                |
| 15 応急手当普及啓発活動<br>事務事業 | 応急手当指導員、応急手当普及員及び<br>救命講習受講者を消防支援情報システム<br>で管理している。                                    | 姶良郡西部消防組合で行っている。<br>普通救命講習受講者名簿を作成し受<br>講者管理をしている。  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 普通救命講習受講者名簿を作成し受講者<br>管理をしている。       |
| 16 緊急通報の受理事務事<br>業    |  | 姶良郡西部消防本部で一括受理<br>(携帯電話の場合、ほとんど国分へ<br>接続されている。)     | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 喜入町消防本部で一括受理                         |
|                       |  |   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 喜入町消防本部から一括指令                        |
| 18 消防無線設備運用事務事業       | 回線選択装置 有   | 姶良郡西部本部及び分遣所から送受信を行う。<br>姶良郡西部消防本部に手動式の回線選<br>択装置 有 | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 喜入町本部から送受信を行う。<br>回線選択装置 無           |

#### (22) 消防関係事業

| (22) 内例知识证于未                                    |                |                                    | · 기타스             |
|---|----------------|------------------------------------|-------------------|
| 現   |                |                                    | <br>  調 整 方 針 (案) |
| 松元町   | 郡山町            |                                    |                   |
| 日置地区消防組合の本署(伊集院町)<br>に救助工作車を配置し、必要な場合に出<br>動する。 | 松元町に同じ。        | 吉田町、松元町、郡山町には救助工作車の配置がなく、出動要件も異なる。 | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
| 安全確保のための確認は随時行っているが、安全委員会はなし。                   | 松元町に同じ。        | 委員会の設置状況が異なる。                      |                   |
| 該当なし。   | 該当なし。          | 訓練施設の整備状況が異なる。                     |                   |
| <br>  該当なし。<br>                                 | <br>該当なし。<br>  | 救助資機材の整備状況が異なる。                    |                   |
| 日置地区消防組合で普通救命講習受講<br>者名簿を作成し受講者管理を行ってい<br>る。    | 松元町に同じ。        | システムの構築状況が異なる。                     | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
| 日置地区消防本部で一括受理                                   | 松元町に同じ。        | 119番の接続経路が異なる。                     | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
| 日置地区消防本部から一括指令                                  | 日置地区消防本部から一括指令 | 火災・救急等の指令システムが異なる。                 | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
| 該当なし。   | 該当なし。          | 消防・救急無線の周波数や無線通信システムが異な<br>る。      | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
|   |                | (00) 40                            |                   |

# 行政制度等の調整方針(案)

#### (22) 消防関係事業

| (22) 为3为以际手                               | T   |  |   |   |
|---|---|--|---|---|
| <br>  項 目                                 |   | 現  |   |   |
| , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,     | 鹿児島市  | 吉田町  | 桜 島 町   | 喜 入 町   |
| 19 消防団組織管理事務事<br>業<br>(消防団の定員・年齢につ<br>いて) | 1 定員 890人<br>2 実員 867人<br>3 分団数 45分団<br>4 定年制 導入なし  | 1     定員     125人       2     実員     124人       3分団数     6分団       4定年制     導入なし | 1定員159人2実員159人3分団数3分団4定年制導入なし   | 1     定員     1 1 3 人       2     実員     1 1 3 人       3     分団数     6 分団       4     定年制     導入なし |
| (任期・入退団について)                              | 1 団長、副団長、分団長 ~ 4年<br>2 副分団長以下 ~ 任期なし<br>3 入退団願を分団長を通じて団長に提<br>出し許可を得る。<br>(入団者及び勤続5年以上の退団者は<br>住民票添付)   | 1 全階級とも任期は設けていない<br>2 入退団願を分団長を通じて町長に<br>提出し許可を得る(住民票不要)。                        | 1 団長、副団長、分団長 ~ 2年<br>2 副分団長以下 ~ 任期なし<br>3 入退団願を団長に提出し許可を<br>受ける。(住民票不要)<br>入団後、宣誓書に署名する | 1 班長以上 ~ 4年<br>2 団員のみ任期なし<br>3 入団 ~ 団長が町長の承認を得て任命<br>4 退団 ~ 退団願を団長に提出して、団<br>長の許可を得る。             |
| 20 消防団員の教育訓練研<br>修事務事業                    | 1 放水訓練(毎月1回)<br>2 水防工法訓練(年1回)<br>3 消防ポンプ操法訓練<br>4 山林火災訓練<br>5 桜島火山爆発総合防災訓練  | 1 水防工法訓練<br>2 消防ポンプ操法訓練  | <ul><li>1 消防ポンプ操法訓練</li><li>2 桜島火山爆発総合防災訓練</li></ul>                                    | 1 放水訓練<br>2 消防ポンプ操法訓練<br>3 石油コンビナート防災訓練   |
| 21 消防団福祉共済事務事業                            | 「鹿児島市消防団員共済会」 1 会長~消防団長 2 副会長~副団長5名 3 理事~5名分団長代表 4 監事~2名 5 顧問~消防局長 6 事務局~警防課消防団係 7 会費~全団員の年報酬から費用弁償 1回分を会費として徴収 8 事業~退職・成人者への記念品贈呈入校者への激励金・見舞金・弔慰 | 該当なし   | 該当なし。   | 該当なし。   |
| 22 費用弁償等支給事務事<br>業<br>(費用弁償額)             | 1 水火災の場合<br>1回につき 6400円以内<br>2 警戒の場合<br>1回につき 6400円以内<br>3 訓練の場合<br>1回につき 6400円以内<br>4 軽微な作業<br>1回につき 3200円以内                                     | 1 水火災の場合<br>1回につき 5,000円<br>2 警戒の場合<br>1回につき 4,500円<br>3 訓練の場合<br>1回につき 4,500円   | 1 水火災の場合<br>1回につき 5100円<br>2 警戒の場合<br>1回につき 4600円<br>3 訓練の場合<br>1回につき 4600円以内           | 1 災害、警戒、訓練等<br>1回につき 4400円<br>2 幹部会議等<br>1日につき 4400円  |

#### (22) 消防関係事業

| 現   | 況  | 課             | 8番 | 细数子处/安/  |
|---|--|---------------|----|--|
| 松元町   | 郡山町  | <b>計</b> 一 一  | 題  | 調整方針(案)  |
| 1 定員     127人       2 実員     127人       3 分団数     5分団       4 定年制     導入なし  | 1 定員     112人       2 実員     110人       3 分団数     7分団       4 定年制     導入している   | 定数ほか全て異なる。    |    | 合併時に鹿児島市消防団に統合する。<br>消防団は1団、消防団長は1名とし、分<br>団、班は現体制のまま引き継ぐ。 |
| 1 班長以上 ~ 4年<br>2 団員のみ任期なし<br>3 入退団願を団長に提出して、許可を<br>受ける。   | 1 団長、副団長、分団長 ~ 4年<br>2 副分団長以下 ~ 任期なし<br>3 入退団願を団長に提出して、許可を<br>受ける。   | 役職任期の制度が異なる。  |    |  |
| 1 放水訓練 2 消防ポンプ操法訓練  | 1 放水訓練<br>2 消防ポンプ操法訓練<br>3 規律訓練  | 教育訓練項目が異なる。   |    | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。  |
| 松元町消防団拠出金会 1 会 長~団長 2 書記長~副団長 3 書記、会計は各分団持ち回り 4 理事は各分団長 5 監事は役場の総務課消防交通係 6 会費:各分団 5万円 役場分団4万円 7 事業:分団行事の助成、学校入校 者への助成、各種見舞金 | 「郡山町消防団親睦会」<br>1 会長 - 副団長<br>2 副会長 - 1名<br>3 監事 - 2名・書記会計 - 1名<br>4 委員 - 18名<br>5 事務局 - 総務課消防交通係<br>6 会費 - 年報酬の11%相当額<br>7 事務事業<br>慶弔、研修、及び各種見舞金 | 会費、事業内容等が異なる。 |    | 合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。                                      |
| 1 出場手当<br>1回につき 5100円<br>2 訓練手当<br>1日につき 5100円  | 1 水火災の場合<br>1回につき 5100円<br>2 警戒の場合<br>1回につき 5100円<br>3 訓練の場合<br>1回につき 5100円<br>4 軽微な作業<br>1回につき 5100円  | 費用弁償額が異なる。    |    | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。  |

|            |  | TD  | <u> </u>  |   |
|------------|--|---|---|---|
| 項目         |  | 現   | 況   |   |
|            | 鹿児島市   | 吉田町   | 桜 島 町   | 喜 入 町   |
| (費用弁償対象費目) | 費用弁償の支給対象となる職務は次のとおりとする。 1 水火災 風水男災害出動,火災出動,救急業務協が,人命救助作業等,その救済をきる。 2 警戒 火災等所局長が必要と認めるとき。   2 警戒 火災等警戒,風水がのの他消防局長が必要とが、一次の他消防局長が必要という。   3 | 費用弁償の支給対象となる職務は次の支給対象となる職務は次のである。 1 水災等等のである。 2 ・ | 費用弁償の支給対象となる職務は次のとおりとする。 1 水火災                  | 区分していない。  |
| (費用弁償支給方法) | 弁償明細書を作成し、各団員の口座への   | 下半期出動手当でまとめて支払う<br>各分団長が各団員に手渡し領収印をも              | 前日までに159名分の資金前渡を行う。<br>訓練等を実施した後、班の口座に<br>振り込む。 | 毎月、各分団長が消防日誌を作成し、出動日数と合わせて提出する。<br>消防団長が毎月決裁を行う。<br>4月に全団員の報酬、費用弁償受領について、権限を団長に委任する。<br>全団員の費用弁償を伝票処理し、団長名義の通帳に振りこませ、年2回個人別支払い明細書を作成し各分団長に現金で支払全団員から、受領印をもらい領収書としている。 |

(22) 消防関係事業

| 現   | 況  | <del> </del> 課 | 題           | <br> <br> = | 束攵 | ╆  | 솨  | (案) |
|---|--|----------------|-------------|-------------|----|----|----|-----|
| 松元町   | 郡山町  |                |             | D/9         | 歪  | 71 | 11 | (未) |
| 喜入町に同じ。   | 喜入町に同じ。  | 費用弁償の支給対象の職務区分 | 分と職務区分が異な   |             |    |    |    |     |
| 各出動後に行われる点検報告により、<br>人員を確認をし、6ヶ月まとめて各分団<br>の指定する口座へ振り込んでいる。 | 年2回支払い<br>(12月上旬及び3月下旬)<br>各分団長からの出場報告及び町の確認<br>に基づき支出。<br>各分団の通帳に振込み。 | 支払い方法、時期、相手が異な | <b>さる</b> 。 |             |    |    |    |     |

(22) 消防関係事業

| (22) 月別則原事     | <u> </u>  |  |   | 一   |
|----------------|---|--|---|---|
| 項目             |   | 現  | 況   |   |
|                | 鹿児島市  | 吉田町  | 桜 島 町   | 喜 入 町   |
| (旅費額)          | 1 日当(1日につき) (1) 副団長以上 2,600円 (2) 分団長以下 2,200円 2 宿泊料 (1) 甲地方 副団長以上 13,100円 分団長以下 10,900円 (2) 乙地方 副団長以上 11,800円 分団長以下 9,800円 3 食卓費(1夜につき) (1) 副団長以上 2,600円 (2) 分団長以下 2,200円 | 1 日当(1日につき) 2,200円<br>2 宿泊料(1夜につき)<br>県外 10,900円<br>県内 9,800円<br>ただし、消防学校入校中の宿泊<br>料は1夜につき 5,300円<br>3 食卓料(1夜につき) 2,200円 | 1 日当(1日につき)<br>? 甲地方<br>消防団長 1,100円<br>その他の団員 850円<br>? 乙地方<br>消防団長 2,200円<br>その他の団員 1,700円<br>2 宿泊料(1夜につき)<br>? 県内<br>消防団長 9,800円<br>その他の団員 800円<br>? 県外<br>消防団長 10,900円<br>その他の団員 9,000円<br>その他の団員 9,000円<br>その他の団員 1,700円<br>3 食料(1夜につき)<br>? 消防団長 2,200円<br>? その他の団員 1,700円 | 1 日当(1日につき)   |
| (旅費支給方法)       | 旅行命令の事案が生じた場合は、旅行命令簿兼予算執行伺書で旅行命令権者の<br>決裁を受け、旅費を当該団員に支給す<br>る。<br>旅行後、旅行復命書で報告する。   | 旅行命令の事案が生じた場合は、旅<br>行命令権者の決裁を受け、旅費を当該<br>団員に支給する。  | 旅行命令の事案が生じた場合は、<br>起案浄書発送依頼書で命令権者の決<br>裁を受け、旅費を当該団員に支給す<br>る。   | 旅行命令の事案が生じた場合は出張命令<br>簿にて旅行命令権者の決裁を受け、予算執<br>行伺書の決裁を受け支出命令書を作成し旅<br>費を当該団員に支給する。<br>旅行後、旅行復命書で報告する。 |
| 23 消防団庶務運営事務事業 | 消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 消防団員進退上申書 3 設備資材台帳 4 給貸与品台帳 5 諸令達 6 運営交付金出納簿   | 特に規則がないが、次の文書簿冊等は<br>消防団係が管理している。<br>1 消防団員名簿<br>2 消防団員進退上申書<br>3 資機材台帳<br>4 貸与品台帳                                       | 消防団及び分団には、次の文書簿<br>冊を備え、常に整理しておかなけれ<br>ばならない。<br>1 消防団員名簿<br>2 沿革誌、3 日誌<br>4 設備資材台帳<br>5 区域内図<br>6 地理水利要領<br>7 金銭出納簿<br>8 年手当受払簿<br>9 給与品貸与品台帳<br>10 諸伝達簿、(11)雑書類<br>12 消防法規例規綴   | 消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。<br>1 消防団員名簿<br>2 消防日誌<br>3 機械器具点検簿<br>4 備品台帳                  |

#### (22) 消防関係事業

| 現  | <br>況   |                |       |               | מיונו וני ניונוי |
|--|---|----------------|-------|---------------|------------------|
| 松元町  | 郡山町   | 課              | 題     | 調整方針          | (案)              |
| 1 日当<br>団員 2,200円<br>2 宿泊費<br>(1) 県外 10,900円<br>(2) 県内 9,800円<br>3 食卓費 2,200円  | 松元町に同じ。   | 日当、宿泊費等の金額が異なる | 5.    |               |                  |
| 旅行命令の事案が生じた場合は出張命<br>令簿にて命令権者の決裁を受け、旅費を<br>当該団員に支給する。  | 旅行命令の事案が生じた場合は旅行命<br>令簿にて命令権者の決裁を受け、旅費を<br>当該団員に支給する。<br>帰着後、出張命令簿にて復命する。 | 旅行命令簿書式、処理過程が算 | 星なる。  |               |                  |
| 消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 沿革誌、3 日誌 4 設備資材台帳 5 区域内図 6 地理水利要領 7 金銭出納簿 8 年手当受払簿 9 諸令達簿 10 雑書綴 11 消防法規例規綴 |   | 文書簿冊の種類及び管理方法が | が異なる。 | 合併時に鹿児島市の制度に統 | 合する。             |

消防専門部会

(22) 消防関係事業

|   | (/ //J/J/J/J/J/J/ |  |  |   | 111111111111111111111111111111111111111  |
|---|-------------------|--|--|---|--|
| Ī |                   | 況  |  |   |  |
|   | 块 口               | 鹿児島市   | 吉 田 町  | 桜 島 町   | 喜 入 町  |
|   |                   | りとする。 1 制帽 毀損時取替,全員配布<br>(10月1日~翌年の5月31日) 2 作業帽 6年,全員配布(随時) 3 安全帽 毀損取替,分団配布<br>(随時) 4 防火帽 毀損取替,分団配布<br>(随時) 5 制服 毀損取替,全員配布<br>(10月1日~翌年の5月31日) 6 盛夏服 6年,全員配布<br>(6月1日~9月30日) 7 冬活動服 6年,全員配布<br>(10月1日~翌年5月31日) | の品目,着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。 1 制帽 毀損取替,副団長以上 2 制服 毀損取替,副分団長以上 3 冬作業服 6年,全員配布 4 夏作業服 6年,全員配布 5 防火衣 毀損取替,分団配布 (随時) 6 半長靴 3年,全員配布 (随時) 7 ヘルメット 毀損取替,全員配布 8 法被 毀損取替,全員配布 9 パンド 6年,全員配布 10 階級章 毀損取替,全員配布 11 ネクタイ 6年,全員配布 11 ネクタイ 6年,全員配布 12 雨衣 6年,全員配布 12 雨衣 6年,全員配布 10 階級章 り損取替,全員配布 11 ネクタイ 6年,全員配布 11 ネクタイ 6年,全員配布 12 雨衣 6年,全員配布 10 階級章 り損取替,全員配布 11 ネクタイ 6年,全員配布 11 ネクタイ 6年,全員配布 12 雨衣 | :おりとする。<br>帽 毀損取替,全員配布<br>)月1日~翌年の5月31日)<br>路帽 8年,全員配布<br>)月1日~翌年5月31日)<br>路帽 8年、全員配布<br>)月1日~9月30日)<br>種衣 毀損取替,全員配布<br>)月1日~翌年の5月31日)<br>種衣 毀損取替,全員配布<br>)月1日~9月30日)<br>種本 8年、全員配布<br>(月1日~9月30日)<br>作業服 8年、全員配布<br>(月1日~9月30日)<br>作業服 8年、全員配布<br>(月1日~9月30日)<br>長靴 6年、全員配布<br>(月1日~9月30日)<br>長靴 6年、全員配布<br>(別)<br>(別)<br>(別)<br>(別)<br>(別)<br>(別)<br>(別)<br>(別)<br>(別)<br>(別) | 消防団員が着用する被服等の貸与品の品目,着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。 1 制帽 毀損取替 (11月1日~5年 (5月31日) 2 冬年 5月31日) 3 夏年 5月31日) 3 夏年 5月31日) 4 甲種衣 9翌年5月31日) 5 夏有衣 5年 (6月1日~2 毀損取替 (11月1日~3 担損 (11月1日~3 日) 6 夏有衣 5年 (6月10月31日) 7 冬月月1日~5年 (11月1日~5年 (11月1日~5年 (11月1日~10月31日) 10 階ンドラ 夏 5年 (6月1ンド冬 (11月1日~8 半年5月31日) 11 所靴 5年 (年間) |

#### (22) 消防関係事業

| 現現況  | <u></u>   | 果題              | 調整方        | 5 針 (案)  |
|--|---|-----------------|------------|----------|
| 松元町郡山  | lŢ  | /K ACS          |            |          |
| 消防団員が着用する被服等の貸与品の品目,着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。 1 制帽 毀損取替,副団長以上(随時) 2 安全帽 6年、全員配布(定めていない) 3 制服 毀損取替,副団長以上(随時) 4 盛夏服(長袖)毀損取替,全員配布(5月1日~6月30日)(9月1日~10月31日) 5 冬活動服 10年,全員配布(11月1日~翌年4月30日) 6 夏活動服(半袖)10年、全員配布(7月1日~8月31日まで) 7 雨衣 (定めていない) 8 ネクタイ 毀損取替,副団長以上(随時) 9 バンド 10年、全員配布(定めていない) 10 半長靴 10年、全員配布(定めていない) 10 半長靴 10年、全員配布(常時) 11 雨靴 毀損取替,全員配布(常時) 11 雨靴 毀損取替,全員配布(常時) | は下記のとお<br>以上<br>己布<br>己布<br>己布<br>己 時上<br>布<br>己))布 | 着用期間及び貸与期間が異なる。 | 合併時に鹿児島市の名 | 制度に統合する。 |

#### (22) 消防関係事業

| (22) /6/01/(10)         |  |  | <br>況  | 사이라 (마이스)   |
|-------------------------|--|--|--|---|
| 項目                      | 鹿児島市   | 吉田町  | 桜島町  | 喜 入 町   |
| (被服等の貸与品の管理及<br>び配布)    | 被服等の貸与品は、台帳及びパソコンシステムで管理され、特に貸与期間のある被服等については、交付月日及びサイズを各分団員ごとに入力している。被服等の購入にあっては、更新者分を被服管理システムで該当者リストを出力し、新入団員分、更新者分及びき損時取替えの分を予算編成時に数量を出し、その数量分を購入依頼庶務研修等の機会をとらえ配布を行っている。 | ンシステムで管理され、特に貸与期間<br>のある被服等については、交付月日及<br>びサイズを各分団員ごとに入力してい<br>る。<br>被服等の購入にあっては、更新者分<br>及びき損取替分を予算編成時に数量を<br>出し、その数量分を購入依頼する。<br>被服等の配布は随時、各分団長を通 | 被服等の貸与品については台帳で管理されている。<br>被服等の購入については、該当者リストを管理し、予算編成時に数量をは握し、購入する。 | 被服等の貸与品については台帳で管理されている。<br>特に貸与期間のある被服等については、<br>交付年を各分団員ごとに入力している。<br>被服等の購入にあっては、新入団員分に<br>ついてはその都度行い、更新者分には予算<br>編成時に数量を出し、その数量分を購入依頼をする。<br>被服等の配布は分団長を通じて配布を<br>行っている。 |
| 25 車両・機械器具・装備<br>整備事務事業 |  | 記のとおりである。  1 水槽付ポンプ自動車1台  2 小型動力ポンプ積載車1台  3 ポンプ自動車7台   | 消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。  1 小型動力積載車9台 2 ポップ自動車3台                    | 消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。  1 小型動力ポンプ 6台 2 ポンプ自動車 6台  ポンプ自動車にはB-3ポンプを積載している。  ・主な積載器具 受令機、ホース、筒先、ジェット シューター、呼吸器、トランシーパー ・主な保有器具 チェンソー、震災対策用器具 (バール、鋸)                        |
| (車両等の更新状況)              | 消防車両 ~ 15年<br>小型動力ポンプ~10年<br>例年、消防車両は2台~4台で小型ポ<br>ンプは2台~3台更新。  | 消防車両 ~ 18年から20年<br>小型ポンプ~更新を行ったことがない。  | 消防車両 ~ 15年<br>小型ポンプ~ なし<br>平均2年に1台購入。<br>平成13年度に1台更新                 | 消防車両 ~ 12年<br>小型ポンプ~ 10年<br>平成14年度に1台購入予定   |

#### (22) 消防関係事業

| 現  |  | Am DE 400 ±6  |           | Al com              |             |
|--|--|---------------|-----------|---------------------|-------------|
| 松 元 町  | 郡山町  | 課             | 題         | 日 調整万               | i 針 (案)     |
| 備品台帳で管理している。   | 被服等の貸与品の管理はしていない。<br>被服等の購入にあっては、新入団員<br>分、き損時取替えの分を予算計上してい<br>る。<br>被服等の配布は機会をとらえ分団車庫<br>に配布をしている。                                | 被服等の貸与品の管理及び  | 配布方法が異なる。 |                     |             |
| 消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。  1 小型動力が 2 積載車 7台 2 ポンプ自動車 3台 ・主な積載器具 無線機、ホース、筒先、消火器 | 消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。 1 小型動力ポンプ積載車 4台 2 ポンプ自動車 3台 3 携帯用発電機 7台  積載車にはB-3ポンプを積載している ・主な積載器具 無線機、ホース、筒先、ジェットシューター・主な保有器具 ハンマー、バール |               | 有器具が異なる。  | 現行どおりとし、常実情を参考に整備を行 | 常備の警防体制や地域の |
| 車両等の更新は特に定めていない。   | 消防車両 ~ 15年<br>小型動力ポンプ~10年<br>平成13年度に消防車両を1台更新した。   | 車両等の更新年数が異なる。 |           |                     |             |

| 項目                      | 現 況  |  |  |   |  |  |
|-------------------------|--|--|--|---|--|--|
| 項 目                     | 鹿児島市   | 吉田町  | 桜 島 町  | 喜 入 町   |  |  |
| (ホース保有状況)               | 各分団のホース保有本数は,25本~35本。<br>平成13年度の更新本数は30本。  | 各分団のホース保有本数は,26本~34<br>本。<br>平成13年度の更新本数は20本。  | 各班のホース保有本数は,13本位<br>平成13年度の更新本数は15本。                                       | 各分団のホース保有本数は,40本。<br>平成14年度の更新本数は21本。   |  |  |
| (携帯用受令機の保有状況)           | 携帯受令機は団長、副団長と各分団に配布。<br>(各分団3~5機)<br>平成14年度の携帯受令機更新数~10機   | 携帯受令機は各分団に配布している。(各分団2機)   | 携帯受令機は各班に1台<br>役場に6台、車載4台  | 携帯受令機は各分団車に積載している。<br>(各分団 1 機)<br>平成14年度の携帯受令機の更新は無し   |  |  |
| (車両等の管理)                | 1 消防車両の維持管理のための点検は下記のとは、 ? 6 と 2 と 3 時間で点検 6 と 5 と 6 と 7 と 5 と 6 と 7 と 7 と 7 と 7 と 8 と 8 と 8 と 8 と 8 と 8         | 1 消防車両の維持管理のための点検は<br>下記のとおり。<br>(1) 車検<br>(2) 各分団月 2 回の点検の際、点検<br>日誌に記入し、提出している。                                  | 1 消防車の維持管理のための点検は下記のとおり。 ? 車検 ? 各班年 2 回実施する消防演習時に消防資機材(ポンプ及び車両を含む。)の点検を行う。 | 1 消防車の維持管理のための点検は下記のとおり。 ? 消防団運転手による点検 毎月1回(月はじめ) ? 消防署員による点検 毎月1回(中旬) ? 各分団の機関担当者 が自動車を運 行するごとに自動車運行前点検記録表を毎月提出している。 2 各分団年1回メーカーによるポンプ性能 検査を実施している。 |  |  |
| 26 報酬支給事務事業<br>(年報酬支給額) | 1 団長 86,300円<br>2 副団長 68,800円<br>3 分団長 62,200円<br>4 副分団長 40,700円<br>5 部長 38,700円<br>6 班長 37,700円<br>7 団員 36,700円 | 1 団長 144,000円<br>2 副団長 100,000円<br>3 分団長 74,000円<br>4 副分団長 54,000円<br>5 部長 44,000円<br>6 班長 41,000円<br>7 団員 40,000円 | 2 副団長 100,800円<br>3 分団長 74,600円<br>4 副分団長 54,400円                          | 1 団長 186,900円<br>2 副団長 132,400円<br>3 分団長 121,000円<br>4 副分団長 70,400円<br>5 部長 57,100円<br>6 班長 53,000円<br>7 団員 48,900円                                   |  |  |

#### (22) 消防関係事業

| 現   | 況   | ±⊞                  | 8百     | 细 軟 亡 弘 /安)       |
|---|---|---------------------|--------|-------------------|
| 松元町   | 郡山町   | 課                   | 題      | 調整方針(案)           |
| 各分団のホース保有本数は,20本~25本<br>平成13年度の更新本数は40本   | 各分団のホース保有本数は,25本~35本  | 保有ホース保有本数が異なる。      |        |                   |
| 携帯受令機は団長、副団長と各分団に配布している。(各分団2機)   | 携帯受令機は該当なし。   | 携帯受令機の保有台数、保有形      | 態が異なる。 |                   |
| 1 消防車両の維持管理のための点検は下記のとおり。 (1) 車検     点検から分団車庫までの納庫まで     町内の自動車取扱店に依頼している (2) 各分団自動車運行前点検を毎月定     例日に実施している。 2 各分団年2回実施する春・秋の放水 訓練時にポンプ性能検査を実施している。 | 下記のとおり。 (1) 車検 (2) 各分団の機関担当者が自動車を運 行するごとに自動車運行前点検記録 表、自動車運転日誌を作成する。                               |                     |        |                   |
| 1 団長 143,200円<br>2 副団長 92,500円<br>3 分団長 84,400円<br>4 副分団長 46,700円<br>5 部長 42,700円<br>6 班長 41,200円<br>7 団員 39,700円                                   | 1 団長 143,200円<br>2 副団長 92,500円<br>3 分団長 84,400円<br>4 副分団長 51,800円<br>5 部長 42,700円<br>6 団員 39,700円 | 報酬額が異なる。<br>(22) 30 |        | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |

# 行政制度等の調整方針(案)

| 項目               |  | 現                 | 況   |   |
|------------------|--|-------------------|---|---|
| 以 日<br>          | 鹿児島市   | 吉 田 町             | 桜 島 町   | 喜 入 町   |
| (支給日)            | 年度末(3月)の費用弁償支給日  | 9月末と3月末の2回で半分ずつ支給 | 年度末3月中に支給   | 吉田町に同じ。   |
| (支給方法)           | 各個人口座に振り込む   | 各分団長が各団員に現金支給     | 現金支給  | 分団長に現金で支払う  |
| (途中退団及び入団年報酬支給額) | 1 途中退団者の場合 4 月を基準とした<br>在籍月数を12で除し、階級ごとの年報<br>酬額を乗ずる。<br>ただし、退職した日が月の初日であるときは、その属する前日をもって終わるものとする。<br>また、算定した年報酬に端数が生じたときは小型者の場合消防団になった<br>の属する月の翌月から起算して在籍月数を12で除し、階級ごとの年報酬を切り捨てる。<br>じ、端数が生じた場合は小数点以下切り捨てる。<br>ただし、入団した日が月の初日であるときは、その属する月を含む。 |                   | 鹿児島市に同じ。  | 鹿児島市に同じ。  |
| (年報酬以外)          | 1 庶務担当者報酬 3,200円(月額)<br>2 機関整備担当者報酬3,000円(月額)  | 特になし              | <ol> <li>可搬動力ポンプ機関員<br/>2,100円(月額)</li> <li>消防自動車の機関員<br/>3,500円(月額)</li> <li>積載自動車の機関員<br/>3,500円(月額)</li> </ol> | 1 消防車ポンプ車運転手<br>報酬 36,900円(年額)<br>2 機関要員報酬<br>23,700円(年額)<br>3 ラッパ手報酬<br>9,200円(年額) |
| (支給日)            | 費用弁償支給日と同日   | 費用弁償支給日と同日        | 費用弁償支給日と同日  | 費用弁償支給日と同日  |

#### (22) 消防関係事業

| 現   | 況  | <b>≐</b> ⊞       | 日古 | ÷ı | ∓ <b>क</b> 4 | , <u>+</u> | - AL | (安) |
|---|--|------------------|----|----|--------------|------------|------|-----|
| 松元町   | 郡山町  | <del>-</del><br> | 題  | 司  | 可 発          | 上力         | 並丁   | (案) |
| 鹿児島市に同じ。  | 年度末  | 支給時期が異なる。        |    |    |              |            |      |     |
| 各分団の口座に振り込む。  | 松元町に同じ。  | 支給方法、相手が異なる。     |    |    |              |            |      |     |
| 吉田町に同じ。   | 1 途中退団者の場合日割計算による。<br>算定した年報酬に端数が生じたと<br>きは小数点以下切り捨てる。<br>2 途中入団者の場合同上   | 算定方法が異なる。        |    |    |              |            |      |     |
| 1 ポンプ要員<br>7,400円(年額)<br>2 機関員<br>37,700円(年額)<br>3 ラッパ隊員<br>16,600円(年額) | 1 自動車部長 10,000円(年額) 2 動力部長 7,600円(年額) 3 自動車要員 6,100円(年額) 4 可搬動力要員 4,800円(年額) 5 運転手 34,800円(年額) 6 ラッパ隊長 22,100円(年額) 7 ラッパ副隊長19,600円(年額) 8 ラッパ隊員 16,600円(年額) | 支給額及び支給種目が異なる。   |    |    |              |            |      |     |
| 年度末   | 年度末  | 支給時期が異なる。        |    |    |              |            |      |     |

# 行政制度等の調整方針(案)

|                                   |   | 現  |                                 |   |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------|---|--|---------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 耳 目<br>                           |   | 吉田町  |                                 | 喜 入 町   |  |  |  |  |  |
| 27 消防団運営交付金事務<br>事業<br>(交付金の対象経費) | 1 会議費(会議に使用する資料等の経費会場借り上げ料等) 2 通信費(団員の招集、事務連絡等の電話代、郵便料) 3 燃料費(プロパンガス、灯油等の燃料代) 4 事務費(事務用品類) 5 消耗品費(ゴム印、湯のみ類等) 6 訓練費(訓練、研修に必要な資機材の購入経費等) 7 対外交流費(分団間の情報交換に要する経費等) |  | 該当なし。                           | 1 会議費<br>(会議に使用する資料等の経費,会場借り上げ料等)<br>2 訓練費<br>(訓練、研修に必要な資機材等の購入<br>経費等)<br>3 報酬(後援会役員8人に対する報酬)<br>4 旅費(後援会役員の研修旅費等)<br>5 食料費<br>(総会,消防大会等の反省会助成)<br>6 繰出金<br>(団員の退職慰労金,退職積立金) |  |  |  |  |  |
| (運営交付金の手続き)                       | 鹿児島市補助金等交付規則に定めると<br>ころにより、交付申請、前払い請求、実<br>績報告書を提出する。   | 該当なし。  | 該当なし。                           | 鹿児島市に同じ。  |  |  |  |  |  |
| 28 消防協力会事業                        | 該当なし。   | 該当なし。  | 該当なし。                           | 名称を後援会とした、消防団を助成する<br>組織である。  |  |  |  |  |  |
| 29 消防団に関する委託事<br>務事業              | 2 消防無線維持点検<br>3 消防操法大会会場設営  | 2 年2回実施<br>3 該当無し                                      | 吉田町に同じ。                         | 該当なし。   |  |  |  |  |  |
| 30 火災予防条例規制事務<br>事業               | 消防用設備等の技術上の基準の付加の<br>規定がある。   | 消防組合には付加の規定がない。  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 付加の規定がない。   |  |  |  |  |  |
| (少量危険物)                           | 消防法、市火災予防条例の他小危移動<br>タンクの取扱いについての規定がある。   | 姶良郡西部消防組合の少量危険物及<br>び指定可燃物の届出事務処理運用基準<br>(H8年1月1日)による。 | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。   |  |  |  |  |  |

#### (22) 消防関係事業

| 現         | . 况                                    |                      | 细 軟 亡 处 (安)               |
|-----------|--|----------------------|---------------------------|
| 松元町       | 郡山町                                    | → 味 選                | 調整方針(案)                   |
| 該当なし。     | 消防団員活動費として<br>1 会議費<br>2 通信費<br>3 食料費等 | 運営交付金の使途目的が異なる。      | 合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。     |
| <br>該当なし。 | 鹿児島市に同じ。                               | 交付を受ける事務手続きが異なる。     |                           |
| 該当なし。     | 町内各世帯から会費を徴収し、防火用<br>具の購入や消防団活動の補助を行う。 | 組織の結成状況が異なる。         | 合併時に廃止する。                 |
| 吉田町に同じ。   | 吉田町に同じ。                                | 委託項目が異なる。            | 合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合す<br>る。 |
| 付加の規定がない。 | 松元町に同じ。                                | 火災予防条例の付加規定制定状況が異なる。 | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。         |
| 該当なし。     | 該当なし。                                  | 規定制定状況、規定の内容が異なる。    |                           |

# 行政制度等の調整方針(案)

| 項                     | 目            |  | 現                                      | 況                               |  |
|-----------------------|--------------|--|--|---------------------------------|--|
|                       | Ħ            | 鹿児島市   | 吉 田 町                                  | 桜 島 町                           | 喜 入 町  |
| (査察)                  |              | 査察規程により、第1種から第5種の5種類に分類し、1年から3年に1回は査察を実施する。 一般対象物について、月2回程度地域を定めて査察を実施している。査察台帳は支援情報システムに入力している。 | 規程(H9年10,31)1号、2号、危険物施設年1回以上、その他は必要に応じ | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 消防立入検査等に関する規則により、1号から3号の3種類に分類し、1年に1回又は、必要の都度立入検査を実施する。一般対象物については、必要の都度立入検査を実施することとしている。 |
| (認可外保育                | 育所)          | 立入検査等を実施している。  | 該当なし。                                  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。  |
| 31 自主防火組織事利<br>(婦人防火ク |              | 平成14年度4月1日現在<br>22クラブ(4,085名)が結成している。  | 該当なし。                                  | 該当なし                            | 平成14年4月1日現在<br>1 クラブ(25名)が結成している。  |
| (少年消防分                | <b>フラブ</b> ) | 平成14年度4月1日現在<br>2クラブ(86名)が結成している。  | 該当なし。                                  | 該当なし                            | 平成14年4月1日現在<br>3クラブ(43名)が結成している。   |
|                       |              | 平成14年度4月1日現在<br>4クラブ(639名)が結成している。   | 2クラブ(37名)が結成している。                      | 該当なし                            | 平成14年10月1日現在<br>5クラブ(268名)が結成している。   |
| (防火協力会                |              | 557防火協力会が加入している。   | 該当なし。                                  | 該当なし。                           | 該当なし。  |
| 32 煙火の消費許可<br>る事務処理要綱 | に関す          | 事務処理要綱~有り<br> 内容~略   | 姶良郡西部消防組合の事務処理要綱<br>による。               | 県で行っている。                        | 事務処理要綱を作成中である。   |

## (22) 消防関係事業

| 現  | 況                                |                           | 調整方針(案)           |
|--|----------------------------------|---------------------------|-------------------|
| 松元町  | 郡山町                              |                           | 調整刀動(余)<br>       |
| 日置地区消防組合で実施している。<br>査察規定により第1種から第3種に分類し、1年から5年に1回の査察を実施している。<br>一般住宅は実施しないが、火災予防運動期間中に独居老人(65才以上)の防火<br>査察を実施している。 | 松元町に同じ。                          | 規定の内容、査察台帳及び支援情報システムが異なる。 |                   |
| 該当なし。  | 該当なし。                            | 規程の制定状況が異なる。              |                   |
| 平成14年4月1日現在<br>1クラブ(79名)が結成している。   | 平成14年4月1日現在<br>2クラブ 20名          | 組織結成状況が異なる。               | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
| 該当なし。  | 該当なし。                            | 組織の結成状況が異なる。              |                   |
| 平成14年4月1日現在<br>1クラブ(60名)が結成している。   | 平成14年4月1日現在<br>1クラブ(24名)が結成している。 | 組織の結成状況が異なる。              |                   |
| 該当なし。  |                                  | 制度が異なる。(鹿児島市のみ。)          |                   |
| 日置地区消防組合の事務処理要綱によ<br>る。  | 松元町に同じ。                          | 要綱の有無、要綱の内容が異なる。          | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |

# 行政制度等の調整方針(案)

|    |                     |   |  |                                 | ביונו ודיניונוי   |
|----|---------------------|---|--|---------------------------------|---|
|    | 項目                  |   | 吉田町  | 桜島町                             | 喜 入 町   |
| 33 | 危険物保安技術協会へ<br>の委託事業 | 消防法により検査の委託ができる危険<br>物施設の許可等の申請があった場合、委<br>託を行っている。             | 該当なし。  | 該当なし。                           | 特定屋外タンク貯蔵所定期保安検査審査委<br>託<br>変更許可申請審査委託  |
| 34 | 消防同意事務              | 建築同意事務処理規程<br>中高層建築物指導基準の規定がある。                                 | 姶良郡西部消防組合で実施   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。   |
|    |                     | 建築基準法第7条の6の規定に基づく仮使用承認に係る消防協議等の事務取扱要綱を定めている。                    | 該当なし。  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。   |
|    |                     | 不動産取得税等の特例による消防用設備の証明事務処理要綱を定めている。                              | 該当なし。  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。   |
|    |                     | 社会福祉施設等に係る防火安全対策の<br>推進についてを定めている。                              | 該当なし。  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし。   |
|    |                     | 予防関係運用基準を定めている。   | 該当なし。  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 関係法令の他通達及び消防機関の行政手<br>続指針等により対処している。  |
| 35 | り災証明発行事務            | 発行場所〜4ヶ所<br>印鑑〜不要<br>13年り災証明発行数〜367枚<br>消防関係証明事務取扱要綱を定めてい<br>る。 | 発行場所は町内になく姶良郡西部消防<br>組合の加治木町の本部だけである。<br>印鑑~必要<br>13年リ災証明発行数~4枚<br>事務処理要綱等は定めていない。 | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 発行場所~消防本部の1カ所<br>印鑑 ~ 必要<br>13年り災証明発行数~13枚<br>消防関係証明事務取扱要綱及び消防関係証<br>書記載要領を定めている。 |

## (22) 消防関係事業

| 現  | 況                      | 課題                                    | 钿 軟 亡 咎 (安)       |
|--|------------------------|---------------------------------------|-------------------|
| 松元町  | 郡山町                    | ************************************* | 調整方針(案)           |
| 該当なし。  | 該当なし。                  | <b>危険物保安技術協会への委託状況が異なる。</b>           | 現行どおり。            |
|  |                        |                                       |                   |
| 日置地区消防組合予防事務要綱で規定している。   | 日置地区消防組合予防事務要綱で規定している。 | 規定制定の有無、規定の内容が異なる。<br>                | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
|  |                        |                                       |                   |
| 該当なし。  | 該当なし。                  | 事務処理要綱の設置状況が異なる。                      |                   |
|  |                        |                                       |                   |
| 該当なし。  | 該当なし。                  | 事務処理要綱の設置状況が異なる。                      |                   |
|  |                        |                                       |                   |
| 該当なし。  | 該当なし。                  | 指導指針の策定状況が異なる。                        |                   |
|  |                        |                                       |                   |
| 該当なし。  | 該当なし。                  | 基準の設置状況、基準内容が異なる。                     |                   |
|  |                        |                                       |                   |
| 発行場所は町内になく、日置地区消防<br>組   | 松元町に同じ。                | 発行場所、申請様式、事務取扱要綱の制定状況が異<br>なる。        | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |
| 合の消防本部及び分遣所の3ヶ所である。<br>りの<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の |                        |                                       |                   |
| 13年リ災証明発行数~11枚<br>事務処理要綱等は定めていない。  |                        |                                       |                   |

# 行政制度等の調整方針(案)

#### (22) 消防関係事業

| 項目          |   | 現  | 況                               |   |
|-------------|---|--|---------------------------------|---|
|             | 鹿児島市  | 吉 田 町  | 桜 島 町                           | 喜 入 町   |
| 36 施設維持管理事務 | 消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む):49棟 2 有償借地:3箇所 (借地料年額389,450円) 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績(年額)電気638,000円 水道593,538円 4 通信費(電話) 13年度実績(年額) 1,840,896円  | 1 消防分団舎(班舎を含む):9棟<br>2 有償借地:3箇所<br>借地料:年額42,250円<br>3 光熱水費(電気、水道、ガス) | τ                               | 消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎:6棟 (班舎を含む) 2 有償借地なし 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績 電気72,215円 水道27,930円 4 通信費(電話) 13年度実績(年額)87,984円 |
| 37 寝具類賃貸借事務 | 1 消防署・分遣隊等に勤務する隔日<br>勤務者の寝具類の賃貸借について<br>? 職員1人に対して下記の寝具を配<br>布している。<br>掛布団、肌布団、敷布団、毛布、<br>枕をそれぞれ1枚ずつ<br>? それぞれにカバーを3枚<br>? それぞれのカバーについて契約期<br>間内に24回以上(2週間に1回)洗<br>濯を行う。<br>2 契約について<br>指名競争入札により業者を決定し<br>ている。 |  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 1 肌布団 1 枚<br>カバーを 1 枚<br>個人で管理<br>2 寝具類については、見積り入札  |

## (22) 消防関係事業

|   |  | T                            |               | 1      |              |       |       |  |
|---|--|------------------------------|---------------|--------|--------------|-------|-------|--|
| 現   | 况  | <br>  課                      | 題             | 画      | 東攵           | 方 針   | (案)   |  |
| 松元町   | 郡山町  | пл.<br>                      | 胚             |        | 正            | /J 平I | (*)   |  |
| <ul><li>1 消防分団舎(班舎を含む):8棟</li><li>2 有償借地なし</li><li>3 光熱水費(電気)</li></ul>   | 消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む): 7棟 2 有償借地: 1箇所 借地料(年額) 45,000円 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績 電気76,216円 水道25,590円 4 通信費: なし | 土地の保有形態が異なる。<br>ティー施設が含まれている |               | 合併時に鹿児 | 見島市の         | 的制度に約 | を合する。 |  |
| 一部事務組合の事務<br>職員2人に対して下記の寝具を配布している。<br>掛布団,肌布団,敷布団,毛布,枕をそれぞれ1枚ずつ、が一は各人へ配布。<br>1週間に1回が一の取替えをやっている。<br>契約について<br>入札に基づいて業者を決定している。 |  | 寝具の種類及び配布の方法                 | <b>もが異なる。</b> | 合併時に鹿児 | <b>見島市</b> の | の制度に約 | 充合する。 |  |

|   | (/ //3//  | 3 1213 113 . 3 | >14  |   |                             | מיוחני ניינונוי  |
|---|-----------|----------------|------|---|-----------------------------|--|
| Ī |           | 目              |      | 現   | 況                           |  |
|   | 炽         | В              | 鹿児島市 | 吉 田 町   | 桜 島 町                       | 喜 入 町  |
|   | 38 消防職員被服 | 貸与事務           | 男性 を | 一部事務組合の事務<br>消防吏員<br>冬救急服、夏帽、盛夏救急服<br>略帽A型、救急白衣、略帽 B型<br>救助服、防寒衣、ワイシャッ<br>教力を帽、手袋、を服、消防手帳<br>野の水で、大変をがある。<br>関係職員<br>を帽、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 鹿児島市に同じ。(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 冬帽,夏帽,夏アポロ帽,冬アポロ帽<br>防火帽,安全帽,冬服,夏服,夏活動服<br>冬活動服,防火衣,冬救急服,盛夏救急服<br>救急白衣,救助服,外とう,雨衣,ネクタイ<br>パンド,靴(半長靴),消防手帳<br>救急服は夏冬どちらか一方を救命士の<br>みに貸与<br>救急白衣は全員に貸与 |

## (22) 消防関係事業

| ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )             |         |   |               |   |             |           | *************************************** |
|---|---------|---|---------------|---|-------------|-----------|---|
| 現   | 況       |   | 課             | 題 | <b>≟田</b> 東 | <br>隆 方 針 | (安)                                     |
| 松元町   | 郡山      | 町 | <b>二</b>      | 挺 | 1/19 五      | 巨 ノノ 平口   | (来)                                     |
| 一部事務組合の事務   | 松元町に同じ。 |   | 貸与品の種類と期間が異なる | 0 | 合併時に鹿児島     | 市の制度に紹    | 充合する。                                   |
| 消防吏員<br>略帽と夏活動服は貸与無し<br>冬救急帽と盛夏救急帽は同じものを<br>使用している。 | :       |   |               |   |             |           |   |
| 上記のほかは鹿児島市と同様                                       |         |   |               |   |             |           |   |
| 関係職員<br>冬帽、夏帽、作業服、冬服、夏服<br>夏活動服、冬活動服、外とう<br>胸章      |         |   |               |   |             |           |   |
|   |         |   |               |   |             |           |   |
|   |         |   |               |   |             |           |   |

| (22) /月/灯送形象 | <del>**</del>  |   |  | (月)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)   |
|--------------|--|---|--|--|
| 項目           |  | 現   | 況  |  |
| 以 日<br>      | 鹿児島市   | 吉 田 町   | 桜 島 町  | 喜 入 町  |
| 39 消防自動車管理事務 | 1 消防 では では では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます | 1 消防自動車等の研究及び改善について。 非常備のみ(常備は消防組合する。 ? 購入車両の仕様書作成及び修理について。 非常備の動車面の仕様書作成及び修理について。 非常備を重要者に依頼する。 仕様書にいるなものに、 必要者をでして、 必要者をでして、 が修理はを表して、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 ののでで、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のののののののの | 非常備の車両について 1 車両の購入につりまでは、り執行する。 2 消防自動車の整備及び修理について車検整備は年度・10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、1 | 1 ? 請公 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( |

| È              | - <i>/</i> ///////////////////////////////////   | ```  |              |             |            |       | 112175 1   |  |
|----------------|--|--|--------------|-------------|------------|-------|------------|--|
|                | 現  |  | 課            | 題           | 調整方        | 針     | (案)        |  |
|                | 松 元 町  | 郡山町  | <b>II</b>    | 胚           |            | 五一    | (未)        |  |
| 2 3 ???? 4 5 職 | 消情の車のでは、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一部では、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一がは、<br>一 | 1 消病のにしている。 2 常体には、 2 常体には、 3 では、 4 をおります。 2 常常には、 5 では、 6 をおります。 3 では、 7 では、 8 をもいます。 8 をもいます。 9 をも | 常備と非常備の車両では、 | 整備点検方法が異なる。 | 合併時に鹿児島市の制 | ぜん 統合 | <b>する。</b> |  |

# 行政制度等の調整方針(案)

#### (22) 消防関係事業

| 項目            |   |  | 況                               |   |
|---------------|---|--|---------------------------------|---|
| 道<br>目        | 鹿児島市  | 吉田町  | 桜 島 町                           | 喜 入 町   |
| 40 その他の庶務事務   | 1 給与証明、就労証明発行を申請に対して随時行う。<br>2 年末調整事務<br>3 定期参集を年3回実施<br>4 職員意見発表会を毎年実施<br>5 全国消防グループ保険事務   | 1 役場の事務として行っている。<br>2 役場の事務として行っている。<br>3 消防組合で年1回以上実施<br>4 消防組合で実施<br>5 消防組合で実施   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 1 役場の事務として行っている。<br>2 役場の事務として行っている。<br>3 消防本部で年4回実施<br>4 消防本部で実施<br>5 消防本部で実施  |
| 41 消防吏員採用試験事務 | 次年度定年退職職員及び途中退職職員の欠員補充として採用試験を実施する。  1 採用試験委員会 2 採用試験案内(パンフレット作成・市民のひろば・新聞社・広報課等への依頼) 3 第1次試験 筆記試験は人事試験センターと契約 4 第2次試験 面接試験・適性試験・作文試験 体力試験・身体検査を実施する。 5 合格発表は文書で連絡する。 | 一部事務組合で行う事務である。<br>次年度定年退職職員及び途中退職職員の欠員補充で採用試験を実施する。<br>1 採用試験委員会<br>2 採用試験案内(広告、構成町広報<br>紙等への掲載依頼)<br>3 第1次試験<br>筆記試験は人事試験セッターと契約<br>4 第2次試験<br>面接試験・適性試験・作文試験<br>体力試験・適性試験・作文試験<br>体力試験・多個性で重者が必要と認める方法<br>5 合格発表は文書で連絡する。 | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 定年退職職員はいないが、年齢調整のため役場への出向職員の欠員補充として採用試験を実施している。 1 採用試験委員会 2 採用試験案内(喜入町広報誌、告示等役場総務課扱い) 3 第1次試験筆記試験は人事試験センターと契約 4 第2次試験面接試験・適性試験・作文試験体力試験・身体検査を実施する。 5 合格発表は文書で連絡 |
| 42 大型免許取得奨励事務 | 消防吏員が採用後に大型自動車免許を取得した場合に、別に定める基準の範囲内で交付金を支給している(交付金支給基準)1年齢30歳以下の者2機関員登用試験に合格し、機関員の資格を有する者又はその見込みがあると認められる者3その他経験年数・適格性等を考慮し所属長が推薦する者                                 | 該当なし   | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 該当なし  |

## (22) 消防関係事業

| 現   | 況       | 課               | -m D=       |            | 4 (安)   |
|---|---------|-----------------|-------------|------------|---------|
| 松元町   | 郡山町     | 禄               | 題           | 調発力<br>    | 針 (案)   |
| <ol> <li>給与証明のみ行っている。</li> <li>行っている。</li> <li>消防組合で年4回実施</li> <li>消防組合で実施</li> <li>消防組合で実施</li> </ol>  | 松元町に同じ。 | 実施している事務内容が異な   | <b>t</b> 3. | 合併時に鹿児島市の制 | 度に統合する。 |
| 一部事務組合の事務である。<br>定員に欠員を生じた場合に実施する。<br>1 採用試験委員会は組合にある。<br>2 試験案内(構成町掲示板に公示)<br>3 第1次試験<br>筆記試験・口述試験・身体検査<br>体力測定を実施する。<br>4 第2次試験:面接試験<br>5 合格発表は文書で連絡する。 | 松元町に同じ。 | 採用受験内容が異なる。     |             | 合併時に鹿児島市の制 | 度に統合する。 |
| 一部事務組合の事務<br>交付金は支給していない<br>免許取得に行く場合は職免扱いを適用<br>している。  | 松元町に同じ。 | 制度の有無、免許取得に行っる。 | く場合の身分取扱が異な | 合併時に鹿児島市の制 | 度に統合する。 |

| <br>()  | 11111111111111 | > \   |  |                    | איוונו ניונוו   |
|---------|----------------|---|--|--------------------|---|
| 項       | 目              |   | 現  | 況                  |   |
| 垬       | Ħ              | 鹿児島市  | 吉 田 町  | 桜 島 町              | 喜 入 町   |
| 43 職員研修 | ・学校派遣教         | 「分けいる」と 「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」が、「大学学院では、「大学学院」が、「大学学院では、「大学学院」が、「大学学院のでは、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院、「大学学院」が、「大学学院、「大学学院」が、「大学学院、「大学、「大学学院、「大学学院、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学 | 一部務組合の事務<br>「内部教育研修」<br>「記書教育所修」<br>「記書教育育所修」<br>「記書教育育所がです。<br>「記書を表現でのでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部 | 鹿児島市に消防業務を委託している。) | 1 派遣教育研修 ? 学校教育研修 育 県 学校教育研修 育 県 学校教育 教育 東 教育 学校 修 育 東 教育 所 教育 東 教育 美 全 国 消防 長 会 教育 全 国 消防 長 会 教育 東 会 海 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で |

(22) 消防関係事業

| 現   | <br>況   |          |          |           |    |        |              |     |      |
|-----|---------|----------|----------|-----------|----|--------|--------------|-----|------|
| 松元町 | ı       | <br>  聞Ţ | 課        | Ę         | 題  | 調      | 整方           | 針   | (案)  |
|     | 松元町に同じ。 |          | 内部教育訓練、学 | 校派遣科目が異なる | 3. | 合併時に鹿児 | <b>己島市の制</b> | 度に統 | 合する。 |

(22) 消防関係事業

| 75 0                      |  |  | <br>況                           |   |  |  |
|---------------------------|--|--|---------------------------------|---|--|--|
| 項 目                       | 鹿児島市   | 吉 田 町  | 桜 島 町                           | 喜 入 町   |  |  |
| 44 昇任・選考・機関員登用試験          | 1 早年 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (   | (司令・司令補・士長・副士長) ? 昇任の方法は、競争試験又は選考による。 ? 試験の方法は、勤務成績及び勤務年限等を考慮し、筆記試験及び新技術試験(士長・副士長)を行う。 ? 受験資格 有 ? 受験手続 有 ? 試験の採点 筆記試験、技術試験作文(論文)とする。 ? 勤務評定点、その他加算点有り ? 合格者の決定 昇任予定人員を考慮のうえ高点順に決定する。 | 鹿児島市に消防業務を委託している。)              | 採用試験は役場総務課で行っている。  1 昇任試験 (消防士長・消防司令補・消防司令) 試験の方法は、競争試験とするが消防 長が必要ないと認めた場合は実施していない (現状は競争式が動務年限等を考慮し、 筆記、口頭格有り。 2 選考試していない。 3 機関員登用試験は、該当なし |  |  |
| 45 表彰事務(消防職員・<br>一般消防協力者) | 消防職員並びに一般の消防協力援助者に対しての表彰・感謝状等の取扱について定めている。<br>(表彰審査会の設置)<br>被表彰者の選考及び表彰に関する重要<br>事項を審査し、表彰の適正を期するため<br>表彰審査会を置いている。<br>(表彰の方法:賞詞、賞状、永年勤続証<br>書又は感謝状) | 消防職員並びに一般の消防協力援助者に対しての表彰・感謝状等の取扱について定めている。<br>(表彰審査会の設置)<br>被表彰者の選考及び表彰に関する重要事項を審査し、表彰の適正を期する  | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。) | 一般、又は団体の消防協力者に対しての<br>表彰・感謝状等の取扱について定めてい<br>る。<br>表彰の方法:感謝状   |  |  |

## (22) 消防関係事業

| (==) //3/3/3/3/3/3/  | 20      |                        | 7,57,5 1 341 4    |  |  |
|--|---------|------------------------|-------------------|--|--|
| 現  | 况       | → 課 題                  | 調整方針(案)           |  |  |
| 松元町  | 郡山町     |                        |                   |  |  |
| 一部事務組合の事務  | 松元町に同じ。 | 昇任試験の種類及び試験や選考の方法が異なる。 | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |  |  |
| 1 昇任試験について<br>(副士長・士長・司令補)<br>欠員が生じた場合随時実施し、方法<br>は競争試験、内容については、学科<br>面接による口述考査を行う。<br>2 副士長昇任試験は、術科試験を行う<br>受験資格 有<br>受験手続 有<br>組合管理者等と協議のうえ合格者の<br>決定する。<br>3 機関員登用試験は、該当なし。 |         |                        |                   |  |  |
| 一部事務組合の事務  | 松元町に同じ。 | 表彰規程内容が異なる。            | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。 |  |  |
| 表彰規程で定めてある<br>賞罰審査委員会で決定<br>表彰の方法(職員・部外者等の表彰)  |         |                        |                   |  |  |

| (22) /////////////////////////////////// | 現  |   |  |  |  |
|--|--|---|--|--|--|
| 項 目 -                                    | 鹿児島市   | 吉田町   | 桜 島 町  | 喜 入 町  |  |
|  | 4週6休<br>勤務時間<br>隔日勤務者 14時間05分/1当務<br>日勤者 7時間45分/1日(4週8休)   | 姶良郡西部消防組合<br>4週8休<br>勤務時間<br>隔日勤務者<br>15時間30分                         |  | 喜入町消防本部<br>8週16休<br>勤務時間<br>隔日勤務者<br>15時間30分   |  |
|  | 改修及び老朽化している庁舎設備の改修を行い、消防体制の充実強化をしようとするもの。<br>又、経年劣化等によりエンジンやポンプの性能が低下している消防自動車を年次計画に基づき更新し各種災害現場にお | 常業務における業務効率の向上を図ろ<br>うとするもの。<br>1 14年度事業内容<br>小型ポンプ付積載車1台<br>(溝辺分遣所分) | 整備事業なし<br>消防車両保有状況<br>非常備11台<br>ポンプ 車3台<br>小型ポンプ 付積載車9台<br>常備車両は鹿児島市で実施する。 | 経年劣化等によりエンジンやポンプの性能が低下いる消防自動車を年次計画に基づき更新し各種災害・通常業務における業務効率の向上を図を含った。  1 14年度事業内容については、11時間で |  |

## (22) 消防関係事業

| 現   | 況   |                                     |                         | 調整方針(案)                                 |        |      |
|---|---|-------------------------------------|-------------------------|---|--------|------|
| 松元町   | 郡山町   | 禄                                   | 起                       | 神 一 神 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 刀 회    | (余)  |
| 日置地区消防組合<br>4週8休<br>勤務時間<br>隔日勤務者<br>16時間00分                    | 松元町に同じ。   | 隔日勤務者の勤務時間が異な                       | î ð.                    | 合併時に鹿児島市                                | の制度に統  | 合する。 |
| 常備関係は一部事務組合の事務  1 14年度事業(本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) | 常備関係は一部事務組合の事務 1 14年度事業は松元町に同じ。 2 車両保有 ?非常備7台 ?消防ポンプ車3台 ?小型ポンプ積載車4台 | 整備事業の目的、年次計画の車両についても、年次的な車事業規模が異なる。 | D有無が異なる。<br>直両整備計画の有無及び | 合併時に鹿児島市                                | の制度に統立 | 合する。 |

# 行政制度等の調整方針(案)

## (22) 消防関係事業

| . ,      |   |  |   |  |   |
|----------|---|--|---|--|---|
| 項        | 目 |  | 現   | 況  |   |
| 块<br>    | Ħ | 鹿児島市   | 吉 田 町   | 桜 島 町  | 喜 入 町   |
| 48 消防出初式 |   | 1実施日 毎年1月6日<br>2場 所<br>鹿児島市消防総合訓練研修センター<br>(平成14年から)<br>3参加車両<br>署~梯子車,救助工作車,救急車約15台<br>団~小型動力ポンプ積載車等約22台<br>4参加人員 消防職・団員約950名<br>消防出初式への消防団の参加について<br>は、警備上の関係から45分団を地区別<br>に区分し、概ね隔年毎の輪番参加として<br>いる。 | <ul> <li>1 実施日 毎年1月6日午後</li> <li>2 場 所 本城小学校グランド</li> <li>3 参加車両 消防車等9台</li> <li>4 参加人員 消防団員全員</li> </ul> | 1 実施日 毎年1月8日に実施<br>2 場 所 桜島町溶岩が ラント・<br>3 参加車両<br>小型動力ポンプ 積載車等12台<br>4 参加人員<br>全団員159人 | 1 実施日 毎年年始式後の日曜日<br>2 場所 喜入八幡温泉保養館多目的広場<br>3 参加車両<br>署〜3点セット、救急車等6台<br>団〜ポンプ車6台<br>新日本石油〜3点セット<br>4 参加人員<br>消防職・団員135名<br>新日本石油 20名 |
| 49 消防組織  |   | 消防局の組織<br>3署 17本署・分遣隊<br>職員数 406名 男性吏員401名<br>女性吏員 2名<br>事務職員 3名   | 一部事務組合<br>始良郡西部消防組合<br>1署 1本署4分遣所<br>職員数 118名(消防長含む)<br>男性吏員 117名<br>事務職員 1名<br>吉田町に分遣所が1箇所ある。            | 鹿児島市に同じ。<br>(鹿児島市に消防業務を委託している。)  | 喜入町消防本部<br>1署 1本署<br>職員数 24名(消防長含まない)<br>男性吏員 24名   |

## (22) 消防関係事業

| 現  | 課題   | 旦百            | 調整方針(案) |   |
|--|--|---------------|---------|---|
| 松元町  | 郡山町  | <b>1</b> 本    | 杜艺      |   |
| <ul> <li>1 実施日 毎年1月5日又は6日の午後</li> <li>2 場 所 松元中学校がランド</li> <li>3 参加車両署~救助工作車、救急車等団~消防ポンプ車等10台</li> <li>4 参加人員消防団員全員127名</li> </ul> | 1 実施日 毎年1月5日又は6日<br>2 場 所 郡山中学校グランド<br>3 参加車両<br>署~救助工作車、救急車等<br>団~消防ポンプ車等7台<br>4 参加人員<br>消防団員全員 | 開催日、参加形態が異なる。 |         | 合併時に鹿児島市の制度に統合する。                       |
| 一部事務組合<br>日置地区消防組合<br>1署 1本署 2分遣所<br>職員数 87名(消防長含む)<br>男性吏員 83名<br>事務職員 4名   | 松元町に同じ。  | 組織形態が異なる。     |         | 吉田町と喜入町の署所は、分遣隊として合併<br>時に鹿児島市の制度に統合する。 |